

第2分科会「介護・福祉職場の現状と課題」

座 長	太田 道宏 幹事(北海道)	
幹 事	羽太 鎮雄 幹事(関東甲) <u>記録</u> 、竹内 雅智 幹事(北信)、山崎 宏史 幹事(四国)	
助言者等		
講 演	講 師	松岡 敏裕
	役 職	自治労北海道本部組織強化・拡大推進室次長
	テーマ	アフターコロナにおける組合活動の活性化 (仮)
分科会のねらい	福祉職場においては、コロナ禍や人員不足などによって組合活動の制限・自粛が続 き、組合活動が停滞してしまっている単組も多いため、組合活動を活性化させられ るような、アイデアやヒントを得られる場としたい。	
進 行	9:00	座長あいさつ (趣旨、進め方等を含む)
	9:05	講演「元気の出る組合活動」 講師 松岡 敏裕 (自治労北海道本部組織強化・拡大推進室次長) (対面)
	9:55	質疑
	10:10	休憩
	10:20	単組活動報告 ・「自治労のつながり」 北海道社会福祉事業団職員労働組合 書記長 寺林 伸仁 (対面)
	10:50	・「組合再結成の軌跡」 社会福祉法人なごみの郷労働組合 (石川県本部) (ウェブ) 前出 真 執行委員長 海老原 綾 書記長 江端 安代 書記次長
	11:20	質疑
	11:40	まとめ 閉会

第2分科会参加者(対面)

	県本部	単組名	参加者名
1	01北海道本部	北海道本部	松岡敏裕
2	01北海道本部	札幌市職連	境 君枝
3	07山形県本部	県社事労	神尾尊仁
4	09新潟県本部	上越市社協労組	村松 涼太
5	14東京都本部	三鷹社協労	道三 啓吾
6	15千葉県本部	銚子市社会福祉事業団労働組合	伊勢 和枝
7	16神奈川県本部	平塚市職労	羽太 鎮雄
8	19富山県本部	たかおか新生会労組	石野 恭平
9	24岐阜県本部	岐阜県本部	羽根 健司
10	32兵庫県本部	宝塚社協労組	苅田洋介
11	32兵庫県本部	兵庫公共ユニオン	谷 絵美
12	34広島県本部	原爆養護ホーム労組	向垣内 世紀
13	34広島県本部	福山市職労連合・福山市公共サービス関連評	浅野 昌広
14	36島根県本部	安来市職員労働組合	野口 光雄
15	36島根県本部	安来市職員労働組合	広中 貴志
16	36島根県本部	松江市職ユニオン	三好 良知
17	36島根県本部	松江市職ユニオン	渡部 潤
18	36島根県本部	松江市職員ユニオン	安部 聡
19	41高知県本部	土佐市社会福祉事業団労組	堀川武志
20	47熊本県本部	県本部	島崎 真
21	幹事・役職員		太田 道宏
22	幹事・役職員		羽太 鎮雄
23	幹事・役職員		竹内 雅智
24	幹事・役職員		山崎 宏史
25	来賓・講師	北海道本部福祉事業団職員労組	寺田伸仁

WEB参加者

	県本部	単組名	参加者名
1	11栃木県本部	足利市公共サービスユニオン	木下庸子
2	14東京都本部	浴風会労組	狩野 れい子
3	18長野県本部	県本部	杉山 博康
4	18長野県本部	木島平村社協労組	原 智恵子
5	19富山県本部	富山県本部	阿閉 智
6	19富山県本部	富山県社協労組	佐野 由美子
7	21福井県本部	ふくい福祉事業団労	牧野 裕也
8	来賓・講師	なごみの郷労働組合	前田真
9	来賓・講師	なごみの郷労働組合	海老原綾
10	来賓・講師	なごみの郷労働組合	江端安代

2024/01/21 公共サービス民間労組評議会 2024 春闘討論集会

第2分科会講演「元気の出る組合活動」資料

【作成/自治労北海道本部 組織強化・拡大推進室次長 松岡敏裕】

1. こんなとき、どうする？

- 有給休暇が取れない、残業手当が出ない ⇒ 法律違反
- 退職を迫られる、雇い止めされる ⇒ 雇用不安
- 賃金や手当が下げられる、降格される ⇒ 不利益変更

たった一人で「社長、未払い残業は違法です！」「有給休暇は労働者の権利です！」と言えるだろうか？

なぜ労働組合があるのか ⇒ 団結することでしか自分たちを守る「術」は無いから。
しかし、雇用主と対峙することを忌避する雰囲気も。

権利主張の気構えを持つために必要なことは

- 1) 対立することを恐れない。
- 2) 知識を得る。
- 3) 利害が共通している仲間との連帯。

労働者は常に労働条件が切り下げられる社会的仕組みの中に置かれている。

2. 労働条件の労使対等決定の原則

民法 623 条

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

労働基準法 2 条

労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

労働契約法 3 条

労働契約は、労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

3. でも、現実はどうか？

法律で守られてはいるが、団結が無ければ「絵に描いた餅」

- 個人的に「お願い」するしかない ⇒ 単なる「物乞い」
使用者からは「嫌なら辞めていいです」

- たった一人で為す術はあるか？

- 従業員代表の意見聴取 ⇒ 実効性ある対抗策は無いに等しい

では、どしたら「食べられる餅」になるか？

団結権の「権」は、闘うための「剣」

4. 労働組合の役割

競争の呪縛から助け合い支えあう関係へ

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」

組合を強くするために

- 1) 常に団結に努力する
「みんなで討議・みんなで決定・みんなで行動」組合民主主義の徹底

- 2) 闘争する
「受けた支援は運動で返す」

- 3) 学習する

5. 労働組合はナマズたれ

迎合したらなめられる

「自治労のつながり」

～組合の再始動～

北海道社会福祉事業団労働組合

書記長 寺林伸仁

組合活動の停滞原因

- 平成18年に北海道立施設から自主運営になり、非正規職員の増加し組合員数の減少
- 独自給与表の導入により給与カット等で、年々活動が縮小
- 「自主運営の合意を組合が行った」と経緯を無視した反発
- 世代交代の失敗
- 北海道地域的問題

再始動のきっかけ

北海道東北社会福祉事業団労働組合協議会からの支援

地連の仲間たちが、停滞している我々の支援に北海道に来てくれました。

そこで出来た新しい「つながり」が再始動にきっかけになりました。

当時参加していた自分は、同じような職場の問題を抱えている、東北の仲間たちは、組合として積極的に問題に向き合っている姿を見て、自分たちが活動していない事が恥ずかしくなりました。

そして同じ思いの仲間たちを再始動することにしました。

再始動も「つながり」で乗り越えた

再始動を決めたけど...

長期間にわたり停滞していたことで、何から始めれば良いのか、分かりませんでした。

北海道本部に、初歩的なことから色々相談した。今思えば恥ずかしくなるような質問もしていました。そんな時も丁寧に対応してくれました。

地連の仲間たちにも、何でも質問していました。

同じ様な職場の困りごとを持つ仲間たちのアドバイスは、勉強になるだけではなく、仲間がいると実感でき、我々の活力となりました。

実際の活動(1)

北海道の地域的問題ですが、事業所間の距離が離れているので、とにかく三役や執行委員が各拠点に行き、顔の見える活動を大切にして、「つながり」を造る事をから始めました。執行委員会の開催も、移動執行委員会とし、各拠点に行き執行委員以外も参加できるようにして、組合がどのような活動を行っているかを報告しました。また積極的に意見交換を行いました。

実際の活動(2)

以前の活動も大切にしながら、新しい組合の形として、前例にこだわらず、次世代の意見を多く取り入れた活動を心がけています。

コロナ禍の時は、クラスターが発生した事業所に、支援物資(インスタント食品やエナジードリンク等)を送っていましたが、これも若手のアイディアでした。

現在の状況

我々もコロナ禍の影響は大きくて、活動は停滞していました。5類移行後に少しずつですが、活動を再開しています。コロナ禍以前の「顔の見える活動」を大切にしながら活動を企画しています。今は次世代を担う組合員に、活発な活動を行っている組合を残すために日々試行錯誤しています。

2024年1月21日（日） 10:50～

自治労公共サービス民間評議会 2024 春闘討論集会

社会福祉法人 なごみの郷労働組合

執行委員長 前出 真

書記長 海老原 綾

書記次長 江端 安代

社会福祉法人なごみの郷労働組合「組合再結成の軌跡」

1 社会福祉法人なごみの郷について

所在地：石川県小松市北浅井町



「なごみの郷」外観

- (1) 平成12年4月に「地域であたりまえに暮らしたい」と思っている精神に障がいを持つ方の願いを実現するために生まれた施設。
- (2) 現在は、就労支援・生活支援・住居支援の3つの支援を柱に、障がいのある方の夢と希望を叶えるために事業を展開している。

2 なごみの郷労働組合について

組合員：15名（内：7名非正規職員）/31名 ※2023年10月1日現在

3 第1次労働組合結成の経緯と解散について

(1) 経緯

- 2009年12月 法人当局より労働条件の改悪提案があり、自治労石川県本部に相談。
- 2010年3月 法人当局と再度協議が行われた。
対応策などについて、自治労石川県本部に再相談。

2010年 4月 労働組合結成にむけた準備会発足。

結成方法や準備の確認について協議。

2010年 4月 28日 労働組合結成（結成大会開催）18名/25名

2010年 5月 6日 労働組合結成通知書を提出。

労働組合の結成については、法人当局の理解が得られず、組合活動がスタート。

（2）結成後の取り組み

- ・ 結成直後、賃金、労働条件の改善を中心に要求書提出、交渉実施。
特に、労働組合結成前の3か月間で就業規則及び各種規定が改定され、賃金は低下、住居手当は廃止、扶養手当、通勤手当も減額となった。
- ・ 賃金、労働条件の交渉は並行線をたどったが、基本項目については合意。協定書締結を労使で了承したはずが、中々締結しない状態が続く。
- ・ 自治労石川県本部役職員、当時の自治労石川県本部組織内議員（県議）に交渉や事務長への直接交渉などに同席してもらい、徐々に組合要求に対応するようになる。
- ・ 特に給料表について、法人提案に対し、幾度となく交渉を重ね、問題は残るものの、最低水準は確保した。
- ・ その後、ボーナス支給率アップなど、賃金改善を勝ち取る。

（3）労組解散について

労働組合結成当時のメンバーの管理職登用や、組合員減少により役員の担い手不足等の理由で活動の継続が困難となった。

2018年度には、未加入者に対して「組合説明会」を開催する等組織強化の取り組みを進めたが、新規組合加入へと繋がらず、組合員7名では組合継続が困難であり、労働組合の必要性をも希薄となったことから、2019年3月に解散を決定し、自治労石川県本部を脱退した。

4 なごみの郷労働組合 再結成について

（1）2019年3月の労働組合解散以降、職場の風通しの悪化や、職場ルールについても曖昧となり、管理職との関係性についても不安となるような発言もあるようになった。

- ・ 2019年4月に給料規定改定。当時の互助会代表者に法人当局から詳細説明なく書類に捺印するよう指示。
- ・ 2019年人事考課の査定内容の開示を求めるも応じず。

- ・ 職場ごとに時間外労働に対する手当支給の考え方に相違があり、個人で統一するよう要請をしたが時間外手当支給なしで統一される。

(2) 労働組合の必要性の再確認

- ・ 一方的な労働条件の変更があり、職員個人として法人へ改善を訴えたが検討すらされず。
- ・ なごみの郷で今後も働き続けられるのかと不安が募る。
- ・ 障がい者の方に寄り添い、生活を支えていくことが、「社会福祉法人なごみの郷」で働く職員の使命と強く再認識。

そのためには・・・

職員一人ひとりの生活の安定や心の健康を保つことが大切。貴重な人材が働きやすい風通しの良い職場環境となることが重要と考える。

→ 労働組合の必要性を再確認。

(3) 労働組合再結成に向けて

2020年7月 自治労石川県本部に、職場環境や労働条件の改善について相談。

2020年8月 労働組合の再結成にむけ、労組結成準備会メンバーと協議。この時点で組合加入を示す職員は過半数を超える。加入を示していない職員に再度声掛けを開始。

2020年9月17日

労働組合結成（結成大会開催）
自治労石川県本部加盟。
16名が組合加入。



(4) 労働組合結成後

- ・ 2020年9月25日、結成通知書を提出し、基本的な要求「当面する課題に関する要求と団体交渉の申し入れ」を実施。
- ・ 働きやすい風通しの良い職場環境となるよう組合員（正規）アンケートの実施や、意見交換を兼ねた交流会、法人当局との協議を重ねている。
- ・ 新採職員や未加入者に対して、組合加入にむけて働きかける等組織拡大に取り組んでいる。

- ・ 2023年11月、法人当局より、勤怠管理の複雑化および給与支払い体系（締め日から支給日が5日間しかない）が無理であることを理由に、2024年4月より「給料支払いサイクル変更」の提案があった。

今後の方向性および組合員の意見を聞き取りすることを確認した。法人として貸付けの対応等の提案もあったが、とりわけ時間給の職員（非常勤職員）については、2024年4月給与受取額が1/3になることから、労働条件の不利益変更となる可能性を示唆し、「給料支払いサイクル変更」については、なごみの郷労組として受け入れがたいことを伝えた。

同日、法人当局より、「給料支払いサイクル変更」については白紙撤回することが報告された。

（5）今後について

賃金、労働条件や休暇制度の確立、ハラスメントについて、当局との協議を重ねているが、特にハラスメント相談窓口の周知等が徹底されていないことから、今後は要求書提出にむけて取り組む予定。（2023年10月時点）

2020年9月、なごみ郷労組の再結成以降、昨年、法人当局より提案のあった「給料支払いサイクル変更」について白紙撤回とすることができたのは、大きな成果であることから、引き続き、なごみの郷労組の組織強化および組織拡大に取り組む。